

新型コロナウイルスに関する給付金 助成金

新型コロナウイルスは世界中へ拡散を続けており、収束の見えない状況は私たちの生活に暗い影を落としています。我が国においても企業業績への被害がとて大きなものとなっています。事業運営に携わる皆様におかれましては、大変なご苦労があるかと思えます。また、コロナ感染に十分注意され、体調にもご自愛ください。

この厳しい状況に対応すべく、国は、新型コロナウイルスに関し、補助金・助成金・融資その他の支援を進めています。特に中小企業向けの支援策が多く打ち出されています。

以下主な制度について、「①資金繰り支援」「②給付金による支援」「③労働局助成金支援」「④補助事業支援」「⑤社会保険、労働保険料繰り延べ」の各制度について、概要をご紹介します（2020年7月20日現在）いたします。ぜひ活用いただきお役に立てていただければ幸いです。

※7月20日現在の情報です。制度の変更、終了など予想されますのであらかじめご了承ください。

①資金繰り支援

新型コロナウイルスに関する融資制度

■沖縄公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

- 対象** 売上高が前年又は前々年同期比▲5%以上減少する事業者等
融資限度 中小事業6億円、国民事業8千万円
利率 当初3年間は基準金利から0.9%引き下げ（4年目以降は基準金利）
 ※利下げ限度は、中小企業：2億円、国民事業：4千万円



【問い合わせ先】 沖縄振興開発金融公庫本店 融資第二部中小企業融資第一班 ☎098-941-1785

■中小企業セーフティネット資金

- 融資対象** 沖縄県信用保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等
融資限度 1企業、1組合当たり1事由につき3,000万円以内 **利率** 0.00%～1.6%
受付窓口 融資対象の分類により直接金融機関申し込む。又は市町村・商工会議所・商工会から融資対象認定書を取得後、直接金融機関に申し込む。

【問い合わせ先】 最寄りの商工会へお問い合わせ下さい。

■マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

- 融資対象** 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方（商工会等経営指導を受けていることが必要）
融資限度 通常の融資額 + 別枠1,000万円
利率 固定金利1.01%（2020年6月末時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ
融資期間 転資金7年以内（据置3年以内（別枠の1,000万円））設備資金10年以内（据置4年以内（別枠の1,000万円））

【問い合わせ先】 最寄りの商工会へお問い合わせ下さい。

②給付金支援

■持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートが行われています。

- 申請サポート会場（完全事前予約制につき、予約なしでの来場はサポートが受けられません）
 那覇会場 なは市民協働プラザ2F 浦添会場 浦添市立中央公民館分館2F
 沖縄会場 イオンモール沖縄ライカム3F 名護会場 名護市民会館2F



事前予約方法

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。その際、予約する会場の【会場コード】が必要になりますので、事前にお近くの【会場コード】をご確認ください。FAX送信（同番号）でお取り寄せいただくか、下記の「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」までお問合せください。

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」 ☎0120-835-130 受付時間：24時間予約可能

■家賃支援給付金

対象 5月から12月にかけて、売上げ前年同月比で1ヶ月50%以上、又は連続した3ヶ月30%以上減少し、地代家賃の負担軽減が必要な中小企業、個人事業主・フリーランス等

給付額 申請時の直近家賃（月額）の6カ月分 上限 法人最大600万円 個人最大300万円

【問い合わせ先】家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930

※申請の期間は2020年7月14日から2021年1月15日までです。電子申請の締め切りは、2021年1月15日の24時までで、締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象となります。詳細は「家賃支援給付金ポータルサイト」をご確認ください。

③労働局助成金支援

■雇用調整助成金 従業員に支払う休業手当の一部を助成する制度。

助成額 休業手当又は賃金に相当する額の下記に区分による。

区 分	大企業	中小企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乘せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

上限15,000円（対象労働者1人1日当たり）

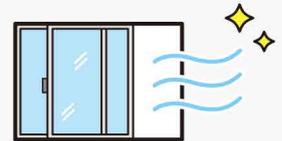
【問い合わせ先】厚生労働省 沖縄労働局 助成金センター ☎098-868-1606

■新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制

助成額 事業主から休業させられたが休業手当を受けられなかった中小企業の労働者

給付額 休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給



④補助事業支援

■新型コロナウイルスに関する補助金

事業類型	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	10万円・2/3
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）		
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2 （小規模2/3）	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）		
IT導入補助金	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

【問い合わせ先】最寄りの商工会へお問い合わせください。

⑤税金、社会保険、労働保険料繰り延べ

■納税猶予制度

原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%）。

※収入が概ね2割以上減少している場合、延滞税無し、1年間猶予、無担保の特例が適用されます。

【問い合わせ先】「国税局猶予相談センター（沖縄国税事務所）」 ☎0120-826-167

【受付時間】8:30～17:00（土日祝除く。）

■厚生年金保険料納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少（20%減少）があった事業主の方にあつては、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

【問い合わせ先】管轄年金事務所

プロフィール

ひがまさと
比嘉 正人氏

社会保険労務士法人
クローバー所属
特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー



■労働保険料納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少（20%減少）があった事業主の方にあつては、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

【問い合わせ先】沖縄労働局労働保険徴収室 ☎098-868-4038